

特定計量器手数料一覧（タクシーメーター検査）

R7.4.1

種 類	現 行	改定後	備 考
車両等装置検査手数料	¥760	¥770	車両搭載器での検査

特定計量器手数料一覧（燃料油メーター検定）

R7.4.1

種	類	型式又は能力	現 行	改定後	備 考
型式承認なし	積算式ガソリン量器	最大指示量50ℓ以下	¥1,750	¥1,800	
		最大指示量50ℓを超えるもの	¥2,300	¥2,350	
	上記以外の燃料油メーター (大型車載、定置)	口径30mm以下	¥2,850	¥2,900	
		口径30mmを超えるもの	¥3,700	¥3,750	
型式承認の付されている 燃料油メーター		最大指示量50ℓ以下	¥1,700	¥1,750	
		その他	¥2,200	¥2,250	
液化石油ガスメーター		型式承認なし	¥6,900	¥7,000	
		型式承認あり	¥7,000	¥7,100	

特定計量器手数料一覧（型式承認有 質量計検定）

R7.4.1

種 類	区 分	現 行	改定後	備 考	
質量計 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1/10000未満のものにあたっては1から5までに掲げる金額の2倍の額とする。	1 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1t以下のもの	ひょう量が30kg以下のもの	¥1,150	¥1,150	
		ひょう量が100kg以下のもの	¥1,350	¥1,350	
		ひょう量が250kg以下のもの	¥1,800	¥1,850	
		ひょう量が500kg以下のもの	¥2,200	¥2,250	
		ひょう量が500kgを超えるもの	¥2,550	¥2,600	
	2 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	ひょう量が10kg以下のもの	¥110	¥110	
		ひょう量が10kgを超えるもの	¥200	¥210	
	3 1又は2以外のもの	ひょう量が5kg以下のもの	¥160	¥160	
		ひょう量が20kg以下のもの	¥210	¥210	
		ひょう量が50kg以下のもの	¥270	¥270	
		ひょう量が100kg以下のもの	¥370	¥370	
		ひょう量が250kg以下のもの	¥560	¥570	
		ひょう量が500kg以下のもの	¥970	¥990	
		ひょう量が1t以下のもの	¥1,650	¥1,700	
		ひょう量が2t以下のもの	¥2,650	¥2,700	
		ひょう量が5t以下のもの	¥6,700	¥6,800	
		ひょう量が10t以下のもの	¥8,500	¥8,600	
		ひょう量が20t以下のもの	¥12,300	¥12,500	
		ひょう量が30t以下のもの	¥15,300	¥15,500	
		ひょう量が40t以下のもの	¥20,300	¥20,600	
		ひょう量が50t以下のもの	¥22,800	¥23,100	
		ひょう量が50tを超えるもの	¥40,200	¥40,700	
	4 分銅	表す質量が200g以下のもの	¥20	¥20	
		表す質量が200gを超えるもの	¥240	¥250	
	5 おもり	質量が5kg以下のもの	¥20	¥20	
		質量が20kg以下のもの	¥90	¥90	
質量が20kgを超えるもの		¥320	¥320		

特定計量器手数料一覧(型式承認有 体積計・圧力計検定)

R7.4.1

種 類	区 分		現 行	改定後	備 考
体積計	水道メーター	口径が25mm以下のもの	¥90	¥90	
		口径が40mm以下のもの	¥190	¥190	
		口径が100mm以下のもの	¥1,300	¥1,300	
		口径が100mmを超えるもの	¥1,800	¥1,800	
	ガスメーター	使用最大流量が16m ³ 毎時以下のもの	¥110	¥110	
		使用最大流量が65m ³ 毎時以下のもの	¥250	¥250	
		使用最大流量が160m ³ 毎時以下のもの	¥650	¥660	
		使用最大流量が400m ³ 毎時以下のもの	¥1,050	¥1,050	
		使用最大流量が1000m ³ 毎時以下のもの	¥2,500	¥2,550	
		使用最大流量が1000m ³ 毎時を超えるもの	¥6,000	¥6,100	

種 類	区 分	現 行	改定後	備 考
アネロイド型圧力計 (アネロイド型血圧計を除く)	計ることができる最大圧力が50Mpa以下のもの	¥100	¥110	
	計ることができる最大圧力が100Mpa以下のもの	¥490	¥490	

特定計量器手数料一覧（型式承認無 質量計）

R7.4.1

種 類	区 分	現 行	改定後	備 考
非自動はかり （ばね式指示はかり及び 検出部が電気式のもの を除く） 最小の目量又は表記 された感量がひょう量 の1/10000未満のもの にあつては、2倍の額 とする。	ひょう量が5kg以下のもの	¥180	¥190	
	ひょう量が20kg以下のもの	¥210	¥220	
	ひょう量が50kg以下のもの	¥290	¥300	
	ひょう量が100kg以下のもの	¥390	¥400	
	ひょう量が250kg以下のもの	¥610	¥620	
	ひょう量が500kg以下のもの	¥1,050	¥1,100	
	ひょう量が1t以下のもの	¥1,850	¥1,900	
	ひょう量が2t以下のもの	¥3,150	¥3,200	
	ひょう量が5t以下のもの	¥7,100	¥7,300	
	ひょう量が10t以下のもの	¥9,100	¥9,200	
	ひょう量が20t以下のもの	¥13,400	¥13,600	
	ひょう量が30t以下のもの	¥16,300	¥16,600	
	ひょう量が40t以下のもの	¥21,400	¥21,700	
	ひょう量が50t以下のもの	¥24,000	¥24,300	
ひょう量が50tを超えるもの	¥41,400	¥41,900		
分銅	表す質量が200g以下のもの	¥20	¥20	
	表す質量が200gを超えるもの	¥250	¥260	
おもり	質量が5kg以下のもの	¥20	¥20	
	質量が20kg以下のもの	¥110	¥120	
	質量が20kgを超えるもの	¥330	¥330	

特定計量器手数料一覧（はかりの定期検査）

非自動はかり

R7.4.1

種 類	区 分	現 行	改定後	備 考
1 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1t以下のもの	ひょう量が100kg以下のもの	¥1,500	¥1,550	最小の目量又は表記された感量がひょう量の1/10000未満のものにあっては、1から3までに掲げる金額の2倍とする。
	ひょう量が250kg以下のもの	¥1,950	¥2,000	
	ひょう量が500kg以下のもの	¥2,400	¥2,450	
	ひょう量が500kgを越えるもの	¥3,350	¥3,400	
2 棒はかり光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛があるもの		¥270	¥270	
3 1又は2に掲げるものの以外のもの	ひょう量が100kg以下のもの	¥540	¥550	
	ひょう量が250kg以下のもの	¥970	¥990	
	ひょう量が500kg以下のもの	¥1,600	¥1,650	
	ひょう量が1t以下のもの	¥2,300	¥2,300	
	ひょう量が2t以下のもの	¥4,050	¥4,100	
	ひょう量が5t以下のもの	¥7,500	¥7,600	
	ひょう量が10t以下のもの	¥11,600	¥11,800	
	ひょう量が20t以下のもの	¥16,200	¥16,500	
	ひょう量が30t以下のもの	¥20,600	¥20,800	
	ひょう量が40t以下のもの	¥23,200	¥23,500	
	ひょう量が50t以下のもの	¥32,000	¥32,500	
	ひょう量が50tを越えるもの	¥55,000	¥55,700	

分銅・定量おもり・定量増おもり

種 類	区 分	現 行	改定後	備 考
分銅・定量おもり・定量増おもり		¥10	¥10	

特定計量器手数料一覧（基準器検査）

R7.4.1

種 類	区 分	現 行	改定後	備 考
タクシーメーター装置検査用基準器		¥14,600	¥14,900	

質量基準器

基準手動天びんで感量が1mgを超え 又はひょう量の1/20000を超えるもの		¥5,300	¥5,400	
基準台手動はかり	ひょう量が1kg以下のもの	¥3,650	¥3,750	
	ひょう量が10kg以下のもの	¥5,800	¥5,900	
	ひょう量が50kg以下のもの	¥8,500	¥8,600	
	ひょう量が200kg以下のもの	¥11,400	¥11,600	
	ひょう量が500kg以下のもの	¥15,300	¥15,500	
	ひょう量が500kgを超えるもの	¥15,300に、500kg までを増すごと に¥7,800を加え た金額	¥15,500に、500kg までを増すごと に¥8,100を加え た金額	
基準直示天びんで感量が1ミリgを超え 又はひょう量の1/20000を超えるもの		¥8,600	¥8,800	
基準分銅	表す質量が200g以下のもの	¥3,500	¥3,550	1級である旨の 表記のあるもの (F2)
	表す質量が200gを超えるもの	¥8,600	¥8,800	
	表す質量が5kg以下のもの	¥700	¥710	2級である旨の 表記のあるもの (M1)
	表す質量が50kg以下のもの	¥850	¥860	
	表す質量が50kgを超えるもの	¥9,600	¥9,700	
	表す質量が5kg以下のもの	¥520	¥530	3級である旨の 表記のあるもの (M2)
	表す質量が50kg以下のもの	¥710	¥720	
	表す質量が50kgを超えるもの	¥7,700	¥7,800	

基準タンク

全量が0.25m ³ 以下のもの	¥14,800	¥15,000	※
全量が0.25m ³ を超え1m ³ 未満のもの	¥37,100	¥37,700	

※2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1増すごとに、5割の額を加算するものとする。

事務手数料一覧（その他）

R7.4.1

種 類	現 行	改定後	備 考
指定製造者申請手数料	¥177,200	¥180,100	計量法施行令第41条第1項の規定に基づく計量法代17条第1項に規定する指定製造者の指定の申請に対する審査
指定製造事業者の指定に係る品質管理の方法の検査手数料	¥464,800	¥472,400	計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査
計量証明事業登録手数料	¥58,600	¥59,600	計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録
計量証明事業の登録証の訂正 又は再交付手数料	¥1,900	¥1,950	計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の是正又は再交付
計量証明事業登録簿の 謄本交付手数料	¥830	¥850	計量法115条の規定に基づく計量証明事業の登録簿の謄本の交付
計量証明事業登録に係る 証明の交付手数料	¥700	¥700	証明事務等に係る手数料条例
計量証明事業登録簿の 閲覧手数料	¥400	¥410	計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録簿の閲覧の請求
適正計量管理事業所 指定申請手数料	¥2,800	¥2,850	計量法施行令第41条第2項の規定に基づく計量法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査
適正計量管理事業所の 指定に係る検査手数料	¥8,100	¥8,200	計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査